

一般社団法人東京高専技術懇談会 会則

制 定 平成5年7月16日
一部改正 平成6年7月28日
一部改正 平成13年6月6日
一部改正 平成15年6月18日
一部改正 平成16年6月30日
一部改正 平成22年7月22日
一部改正 平成28年7月27日
一部改正 令和3年7月27日

(会の名称)

第1条 本会は、一般社団法人東京高専技術懇談会と称する。

(目的)

第2条 本会は、東京工業高等専門学校（以下「東京高専」という）との技術交流、情報交換等を実施し、会員の更なる発展と東京高専の一層の充実、振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、技術講座の開催
- 二、会員の技術相談に関する教員の紹介、斡旋
- 三、会員の共同研究に関する教員の紹介、斡旋
- 四、講演会の開催
- 五、各種施設の見学会
- 六、東京高専の行事への参加並びに後援
- 七、その他本会の目的に必要な事業

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、東京都八王子市に置く

(会員の構成)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する次のものを持って構成する。

- 一、企業

- 二、個人
- 三、東京高専教職員

(入会手続き)

第6条 本会の会員になるには、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の会員は、本会の目的達成のため必要な経費を負担する義務を負う。

- 2 会員は、年度ごとに以下の会費を納入しなければならない。
 - 一、企業会員 10,000円
 - 二、個人会員 5,000円

(退会手続き)

第8条 退会する場合は、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - 一、企業が解散、または破産した時
 - 二、個人会員が死亡し、又は疾走宣言を受けた時
 - 三、会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上滞納した時

(役員の構成)

第9条 本会に、次の役員を置く

- 一、理事 3名以上16名以内
- 二、監事 1名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち2名を副会長とする。

(役員の選出)

第10条 役員の選出は、総会において会員の互選により選出する。

ただし、副会長、理事及び監査が任期半ばに欠員となった時は、会長が指名し、理事会の承認を得て決定する。役員は、総会において会員の互選により定める。

(理事の職務)

第11条 会長は、会務を総理し、本会を代表する

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が任期半ばに欠員となったときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、事務局を組織し、本会運営に関する事項を処理する。
- 4. 監査は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期が満了するまでとする。

(総会)

第13条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 総会は、この会則に定める事項のほか、次の事項を審議決定する。

- 一 事業計画、報告に関すること
- 二 その他重要事項に関すること

(総会の招集)

第14条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。会長に事故もしくは支障がある時は、会長があらかじめ理事会で承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(総会の決議の方法)

第15条 総会の決議の方法は、会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数を持ってこれを行う。

(総会の議決権)

第16条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長の指名した理事がこれにあたる。

(理事会)

第18条 本会に理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事を持って構成する。
- 3 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決定する
 - 一 総会提出案の立案及び調整に関すること
 - 二 総会からの委任事項に関すること
 - 三 第3条に規定する事業の立案及び調整に関すること
 - 四 その他本会の運営に関すること

(理事会の招集)

第19条 理事会は、会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障がある場合は、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれを招集する。

(理事会の議長)

第20条 理事会の議長は、会長の指名した理事がこれにあたる。

(理事会の決議)

第21条 理事会の議決は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年間とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第24条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第一号、第三号、第四号の書類については、理事会の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

- 一、 事業報告
- 二、 事業報告の付属明細書
- 三、 貸借対照表
- 四、 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五、 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(剰余金の不配当)

第25条 本会は、剰余金の配当はしないものとする。

(解散の事由)

第26条 本会は、以下に掲げる事由によって解散するものとする。

- 一、総会の決議
- 二、社員が欠けた場合
- 三、合併（合併により当会が消滅する場合）
- 四、破産手続開始の決定
- 五、裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第27条 本会が解散した場合に残余財産があるときは、東京高専に帰属するものとする。

（顧問）

第28条 本会への指導と援助を受けるため、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じると共に、会長の求めに応じて会議に出席して意見を述べることができる。

（会則の改正）

第29条 この会則の改正は、総会の議決を得なければならない。

（委任規定）

第30条 この会則の施行に関し必要事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成5年7月16日から施行する。

附則

この会則は、平成6年7月28日から施行する。

附則

この会則は、平成13年6月6日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成15年6月18日から施行する。

附則

この会則は、平成16年6月30日から施行する。

附則

この会則は、平成22年7月23日より施行する。

附則

この会則は、平成28年7月27日より施行する。

附則

この会則は、令和3年7月27日より施行する

